

人事行政の運営などの状況を公表



ホームページ

「守山市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の状況をお知らせします。
詳しくは、市庁をご覧ください。 問 人事課 ☎・☎(582) 1117 FAX (582) 0539

1. 職員の採用および退職ならびに職員数の状況

(1) 職員の採用状況

(令和7年4月1日～令和8年4月1日)

	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年4月1日
一般行政職	25人	15人
保健師職	0人	0人
幼児教育職	7人	6人
教育公務員	6人	4人

(注) 国、県との人事交流職員や再任用職員は除く。

(2) 職員の退職状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

退職事由	人数	退職事由	人数
定年退職	0人	懲戒免職	1人
応募認定退職	0人	分限免職	1人
普通退職	19人	計	21人
死亡退職	0人		

(注) 国、県との人事交流職員や再任用職員は除く。

2. 人事評価の状況

評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する「能力評価」および職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価する「業績評価」による人事評価を実施しており、評価結果は人材育成や給与などの人事管理の基礎として活用している。

3. 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の状況 (令和7年度普通会計決算)

歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和6年度 の人件費率
39,067,529千円	662,181千円	6,671,971千円	17.1%	16.9%

(注) 人件費には、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況 (令和8年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
574人	2,199,182千円	566,400千円	962,108千円	3,727,690千円	6,494千円

(注) 職員数は、再任用職員を含む一般職で普通会計に属する職員数。職員手当には退職手当は含まず、給与費は当初予算に計上された金額。

(3) 職員の平均年齢および平均給料月額状況 (令和8年4月1日現在)

区分	守山市	
	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.5歳	339,391円

(4) 職員の初任給・一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和8年4月1日現在)

経験年数	守山市 一般行政職	
	大学卒	高校卒
初任給	237,600円	206,700円
2年後の給料	244,800円	218,200円
7年～10年	281,844円	—
10年～15年	308,187円	—
15年～20年	351,857円	—

(注) 対象者が2人以下の項目は「—」と表示。

(6) 年次有給休暇の使用状況

(令和7年1月1日～12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)※	平均取得日数 (B/C)	取得率 (B/A)
12,325日	3,542日	319人	11.1日	28.7%

※対象職員とは、令和7年1月1日～12月31日の全期間を在職した職員（非現業の一般職に属する職員のうち市長部局に勤務する職員とする）に限り、当該期間の途中で採用された者および退職した者、当該期間中に育児休業および休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

(5) 特別職の報酬などの状況 (令和8年4月1日現在)

区分	給料月額など	期末手当	退職手当		区分	給料月額など	期末手当
			算定方法	支給時期			
給料	市長	904,000円	給料月額×在職月数×0.32	任期毎	報酬	議長	500,000円
	副市長	770,000円	給料月額×在職月数×0.235			副議長	430,000円
	教育長	713,000円	給料月額×在職月数×0.19			議員	424,000円

4. 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分

(令和7年度)

降任	免職	休職
0人	1人	15人

(2) 懲戒処分

(令和7年度)

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	1人

5. 退職管理の状況

退職後に営利企業などに再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の契約や処分（再就職先およびその子法人に対するものに限る）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されている。なお、離職前5年より前に部長級の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また在職中に再就職先およびその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されている（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

7. 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況 (令和7年度)

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っている。

(2) 公務災害の状況 (令和7年度)

通勤災害	—	公務災害	3件
------	---	------	----

(3) 職員互助会の状況 広報もりやま(8月1日号)に掲載。

8. 公平委員会の業務に関する状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和7年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況 (令和7年度)

該当なし

6. 研修に関する状況

集合研修や派遣研修、組織課題解決研修などを実施。